

当初原案から修正発言・修正案への歩み寄りの状況(論点对比表)

■ は主要な相違点  
■ はその他の細目的な相違点

論 点	自 公 原 案 (H18.5.26提出)	自公修正要綱 (H18.12.14修正発言)	自公修正案 (H19.3.27)	民主党修正案 (H19.4.10)	民主修正要綱 (H18.12.14修正発言)	民 主 原 案 (H18.5.26提出)
1. 国民投票の対象	・憲法改正に限定	・「憲法関連問題」に係る一般的国民投票の是非等を憲法審査会で検討(民主修正要綱のC案)	同 左	・国政重要問題のうち「憲法改正の対象となり得る問題、統治機構に関する問題、生命倫理に関する問題その他の国民投票の対象とするにふさわしい問題として別に法律で定める問題」を対象とする ・上記「別の法律」は、本法施行までに整備	次の3案を提示 A案:国政重要問題の対象を何らかの方法で限定 B案:「憲法関連問題」に限定 C案:具体的制度設計を憲法審査会で検討	・国政重要問題(一般的国民投票)も含める
2. 投票権者の範囲	・20歳以上	・18歳以上の日本国民 ・本法施行までに関連法令を整備	同 左	○ (自公修正案に同じ)	(自公修正要綱に同じ)	・18歳以上の日本国民(16歳への引下げも可) ・本法施行までに関連法令を整備
		・それまでの間は、「20歳以上」とする経過措置	同 左	(経過措置は規定しない)	(自公修正要綱に同じ)	
3. 投票用紙への記載方法と「過半数」の意義	・×を記載 ・有効投票総数の過半数	・「賛成」「反対」を で囲む ・有効投票総数の過半数	同 左	○ (自公修正案に同じ)	・「賛成」「反対」を で囲む、「棄権」欄を設けるなど3案を提示	・ のみを記載 ・投票総数の過半数
4. 国民投票運動が全面禁止される特定公務員	・選管職員等のほか裁判官・検察官・警察官等も禁止	・選管職員等のみ禁止	同 左	○ (自公修正案に同じ)	(自公修正要綱に同じ)	・選管職員等のみ禁止
5. 公務員等の運動制限 (1) 地位利用による国民投票運動の禁止	・不当な地位利用は禁止 ・違反行為には刑事罰	・「地位利用」の範囲を明確化 ・違反行為には懲戒処分等	同 左	○ (自公修正案に同じ)	(自公修正要綱に同じ)	(規定なし)
		・国公法等の政治活動の制限規定を適用	・国公法等の政治活動の制限規定を全面適用除外	・本法施行までに、憲法改正に関する賛否の勧誘その他の意見表明が制限されることとならないよう、必要な法改正を行う	・国公法等の政治活動の制限規定を全面適用除外 (自公修正要綱に同じ)	(自公原案に同じ)
6. 買収罪	・「組織的」「多数人」など要件を限定して規定	・要件をさらに限定	同 左	○ (自公修正案に同じ)	(自公修正要綱に同じ)	(規定なし)
7. 国民投票の広報のあり方 (1) 国民投票公報の内容	・憲法改正案の解説等を記載	・「解説等」は客観的・中立的な分かりやすい説明とする旨明記	同 左	○ (自公修正案に同じ)	(自公修正要綱に同じ)	(自公原案に同じ)
		・説明会を各地で開催	・説明会を各地で開催	・説明会の開催規定は、削除	○ (自公修正案に同じ)	・説明会の開催規定は、削除
		・国会における議席数を基準として各政党に割当て	・議席数按分ではなく、賛否平等に割当て ・政党が指名する団体の利用も可 (新聞の無料枠も原案どおり存置)	同 左	○ (自公修正案に同じ)	・新聞の無料枠は削除 ・新聞の無料枠は削除(検討中)
8. テレビ等における有料広告(スポットCM)	・投票期日前7日間に限って、禁止	・禁止期間を2週間に延長	同 左	・禁止期間を発議から投票期日までの全期間とする	・禁止期間を、投票期日前2週間とするか、発議日からの全期間とするか検討中	(自公原案に同じ)
		・賛否平等取扱いの配慮規定	・放送法に定める政治的公平に留意する旨の確認規定	○ (自公修正案に同じ)		
9. 施行期日等	・公布後2年後に施行	・公布後3年後に施行 ・それまでの間は、憲法審査会は調査に専念することを明記	同 左	○ (自公修正案に同じ)	(自公修正要綱に同じ)	(自公原案に同じ)

参議院民主党案(H19.5.8提出)は、上記民主党修正案に同一の憲法改正案の再発議に関する訓示規定、合同審査会の経過・結果の報告に関する規定が追加されている

